

出產育兒一時金直接支払制度合意文書

当院では、できるだけ現金でお支払いただかなくて済むよう、平成21年10月からはじまった「出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度」をご利用いただくことを原則としております。

- 妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金（※）を請求いたします。手続きについて手数料はいただきません。
- 退院時に当院からご請求する費用について、原則50万円の一時金の範囲内で、現金等お支払いいただく必要がなくなります。

- ・ 出産費用が50万円を超えた場合は、不足額を窓口でお支払いいただきます。
 - ・ 出産費用が50万円未満で収まった場合は、その差額を医療保険者に請求することができます。
- ※ 当院が医療保険者から受け取った一時金の額の範囲で、妊婦の方へ一時金の支給があったものとして取り扱われます
- 帝王切開などの保険診療を行った場合、3割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの3割負担のお支払いにも充てさせていただきます。
 - この仕組みを利用なさらず、一時金を医療保険者から受け取りたい場合には、お申し出ください。その場合、出産費用の全額について退院時に現金等でお支払いいただくことになります。

〈妊婦の方へのお願い〉

- ① 入院時に保険証をご提示ください。また、入院後、保険証が変更された場合には、速やかに変更後の保険証をご提示ください。

※退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けることもできます。その際には、退職時に交付されている資格喪失証明書を保険証と併せて提示ください（詳細は以前のお勤め先にお問い合わせください。）

- ②妊婦健診等により、帝王切開など高額な保険診療が必要とわかった方は、加入されている医療保険者に「限度額適用認定証」等を申請し、お会計の際にご提示ください。ご提示いただければ、一般に3割の窓口負担が「¥80,100+かかった医療費の1%」据え置かれます（所得により異なります）。入院時にお持ちでない方は、退院時までにご入手ください。限度額適用認定証をお持ちにならないと請求額が高額になることもありますので、忘れずにお持ちください。

加入している健康保険組合の名称

以上説明を受け【
】から支給される一時金について、直接支払制度
を利用することに合意いたします。

氏名

西曆 年 月 日

被保險者（世帯主）氏名

医療機関等使用欄

(出産予定日)
直接支払制度不活用

